



(号外) 独立行政法人国立印刷局

官報 目次

- エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(経済産業二九)

規則

- 計算証明規則の一部を改正する規則
(会計検査院二)

告示

- 繊維製品品質表示規程の全部を改正する告示を定める件(消費者庁四)

- 合成樹脂加工品品質表示規程の全部を改正する告示を定める件(同六)

- 雑貨工業品品質表示規程の全部を改正する告示を定める件(同五)

- 電気機械器具品質表示規程の全部を改正する告示を定める件(同七)

- 受益権を有する信託に係る一般会計等負担見込額を算定するための基準(総務一〇三)

- 設立法人以外の者に対する貸付金に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準(同一〇四)

- 損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準の一部を改正する件(同一〇五)

- 地方債の償還額等に充當可能な特定の歳入の額を算定するための基準の一部を改正する件(同一〇六)

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(厚生労働三一)

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(厚生労働三二)

- 動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令(農林水産二二)

- 健康保険印紙の形式の一部を改正する件(同七九)

- 家庭用品品質表示法施行規則の一部を改正する内閣府令(内閣府一〇)

- 特定事業者のうち製造業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針を定めた件の一部を改正する件

- 特定事業者のうち製造業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針を定めた件の一部を改正する件
- 労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率を定める件(同一〇六)
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき、厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件(厚生労働一〇五)
- 再商品化義務総量の一部を改正する件(同二)
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十二条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件(同一〇七)
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十二条第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件(同一〇八)
- 厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件(同一〇九)
- 生物学的製剤基準の一部を改正する件(同一〇九)
- 医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件(同一一〇)
- 次世代育成支援対策推進法第十四条第一項の厚生労働大臣が定める表示の全部を改正する件(同一一一)
- 入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針(経済産業六三)
- 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準を定めた件の一部を改正する件(同六四)

- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十二条第二項第二号ロに規定する主務大臣が定める率の一部を改正する件(同五)
- 二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件(同一〇六)
- 二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件(同六)
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十二条第二項第二号に規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件(同七)
- 平成二十八年度使用教科書等掲載補償金額を定める件(文化庁二五)
- 平成二十九年度使用教科用拡大図書複製補償金額を定める件(同二六)

- 厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数I及び機能評価係数IIの一部を改正する件
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十二条第二項の規定に基づき、納付金単価を定める告示の一部を改正する件(同六五)
- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき、納付金単価を定める告示の一部を改正する件(以下次のページへ続く)

様式印鑑付印「付記」又「記入」と「証拠書類 何冊何枚」又「記載」
書面 何冊何枚」と「記載」
記録媒体 何枚」

1)の規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

又「記入」と「別葉」とし、最終葉に「区分し」と、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」又「補助金等適正化法」と名ぬ。

第三回印鑑付印「証拠書類が他の規定に「記載」又「記入」と名ぬ。

第三回印鑑付印「付記」又「記入」と「証拠書類 何冊何枚」又「記載」
書面 何冊何枚」と「記載」
記録媒体 何枚」

2)電子情報処理組織を使用して処理する場合等における計算証明の特例に関する規則(平成十五年会計検査院規則第四号)は、廃止する。
3)この規則による改正後の第一印鑑付印「書面」第一回の「書面」第一回の「書式」から第三回印鑑付印「記載」又「記入」と「ごとに合計を付し、最終葉に「ごとの合計並びに」と名ぬ。

第三回印鑑付印「記載」又「記入」と「記載」と名ぬ。

第三回印鑑付印「証拠書類 何冊何枚」又「記載」
書面 何冊何枚」と「記載」
記録媒体 何枚」

じて別に作成」又「付記」又「記入」と名ぬ。

第三回印鑑付印「付記」又「記入」と「証拠書類 何冊何枚」又「記載」
書面 何冊何枚」と「記載」
記録媒体 何枚」

を「記入」と「別葉」と「この書式に準じて別に作成」と名ぬ。

第三回印鑑付印「付記」又「記入」と「記載」と名ぬ。

第三回印鑑付印「証拠書類 何冊何枚」又「付記」又「記入」と名ぬ。

第三回印鑑付印「記載」又「記入」と名ぬ。

第三回印鑑付印「証拠書類 何冊何枚」又「付記」又「記入」と名ぬ。

第三回印鑑付印「付記」又「記入」と「証拠書類 何冊何枚」又「記載」
書面 何冊何枚」と「記載」
記録媒体 何枚」

○消費者表示第四節
家庭用品質表示法(昭和三十七年法律第二百四十一)の規定に基づいて、織維製品品質表示規程の全部を改正するの公示を制定する。
平成二十九年三月三十日
消費者庁長官 岡村 和美
織維製品品質表示規程
(表示事項)
第一條 織維製品の品質に関する表示すべき事項は、別表第一の上欄に掲げる織維製品について、それと同表の下欄に掲げる事項のとおり。
(定義)

第一條 1)の規程において「組成織維」とは、別表第一に掲げるものをさす。
2)この規程において「屈曲率」とは、組成織維中における繊維の種類が二以上以上の織維製品について、その一の種類の組成織維の質量の全ての組成織維の質量に対する割合をいい。この場合において、組成織維の質量は、その水分率を別表第二に掲げるものとした場合における質量とするものとする。

3)この規程において「取扱表示」とは、日本工業規格JISCOO1(織維製品の取扱いに関する表示記述及びその表示方法)の二に規定する記述をさす。
4)この規程において「はつ水性」とは、織維製品の表生地について、次の各項に掲げる試験を行つた場合に、日本工業規格JISQ9(織維製品の防水性試験方法)の七・一に規定するはつ水度が、全ての試験片について二級以上である性質をさす。

1)同規格の大・二・一(ア)に規定するC法(家庭用電気洗濯機を用いる方法)による処理(以下「水流式処理」とさす)を三回繰り返した後、同規格の七・二に規定する方法により行つて試験、発色処理(以下「バーケロロドチレン法(ライクリー)」)を三回繰り返した後、同規格のナ・ニに規定する方法により行つて試験。

1)回規格の大・二・一(ア)に規定するA法(バーケロロドチレン法(ライクリー)ハグ処理)による処理(以下「石炭酸法(ライクリー)ハグ処理」とさす)を三回繰り返した後、回規格の七・二に規定する方法による行つて試験。

(遵守事項)

第三条 第一条に規定する表示事項の表示に際して、製造業者、販売業者又は表示業者（以下「表示者」という。）は、その品質を適正に表示するような方法を用いる」とし、輸出すべき繊維製品に表示する場合を除き、特に次の事項を遵守するものとする。

繊維の組成の表示については、組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語にそれぞれの繊維の混用率を百分率で示す数値を併記して表示（繊維製品の一部の部位に革又は合成皮革を使用している場合は、その部位を分かりやすく示し、雑貨工業品品質表示規程（平成二十九年消費者庁告示第七号）の内容に準じて材料の種類を示す用語を併記して表示）すること。ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について、当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語にそれぞれの繊維の当該部位の組成繊維全体に対する混用率を百分率で示す数値を併記して表示することができる。

二 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法（以下「家庭洗濯等取扱方法」という。）の表示については、取扱表示を用いて、日本工業規格J10001（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）の四・一及び四・四に規定するところによること。この場合においては、同規格の附属書Aの表A・2から表A・8までに掲げる試験方法により得られた結果、これと同等の試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果に基づき、適正な取扱表示を選択すること。ただし、同規格の四・一に規定する取扱方法により損壊するおそれがあるマフラー、スカーフ、ショール及び帽子（家庭用品品質表示法施行令（昭和三十七年政令第三百九十号。以下「令」という。）別表第一号（一）に定める糸を表生地の全部又は一部に使用して製造したものに限る。以下同じ。）並びに両面使用的帽子にあつては貼付け又は下札によることができる。

三 はつ水性を表示する場合は、「はつ水（水をはじきやすい）」又は「撥水（水をはじきやすい）」の用語を用いて表示すること。

四 前二号又は第五条若しくは第八条の規定による表示と紛らわしい表示をしてはならないこと。

五 第一号から第三号まで、第五条（第五号を除く。）第八条の規定による表示は、次条に規定する場合を除き、表示者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記して、需要者の見やすい箇所に見やすいように表示することとし、これらの規定による表示に際して使用される場合を除き、別表第六の中欄に掲げる繊維の名称を示す用語、特定の繊維を示すものとして広く需要者の間に認識されている商標（商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）の規定により登録を受けた商標をいう。以下同じ。）又ははつ水性を表示するときは、第十条の規定によること。

六 前条第五号の規定による氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記することを要しない場合は、次とのおりとする。

一 繊維製品及びその包装並びにこれらに容易に離れないよう付着している物以外の物に表示をした場合

二 表示業者が表示をした場合であつて、その表示に製造業者又は販売業者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記した場合

（特殊な表示方法）

三 第五条 次の各号の繊維製品については、第三条第一号に規定する表示方法に代えて、それぞれ各号に定める方法で表示することができる。

一 組成繊維中、いずれか一種類の繊維の混用率が八十分の一以上を示す数値と「以上」とを付記し、その他の繊維の名称を示す用語にその混用率を示す数値と「以上」とを付記し、その他の繊維の名称を示す用語を括弧で記載し、これにそれらの繊維の混用率を合計した数値と「未満」とを付記して表示する方法

二 組成繊維中、混用率が十パーセント未満の繊維が二種類以上含まれている繊維製品について、それらの繊維の名称を示す用語を括弧で記載し、これにそれらの繊維の混用率を合計した数値を併記し、その他の繊維の名称を示す用語にその繊維の混用率を示す数値をそれぞれ併記して表示する方法

三 別表第四に掲げる繊維製品（その組成繊維中における繊維の種類が二以上のものに限る。）について、その組成繊維中の混用率の大きいものから順次繊維の名称を示す用語を列記する方法又は組成繊維中の混用率の大きいものから少なくとも二以上の繊維の名称を示す用語を順次列記し、当該用語の次にその他のものを「その他繊維」又は「その他」として括弧で記載する方法

四 裏牛地を使用している繊維製品について、その裏牛地を分離し、その繊維の組成を表示する場合においては、その組成繊維中の混用率の大きいものから順次繊維の名称を示す用語を列記する方法又はその組成繊維中における繊維の種類が三以上のものにあつては、混用率の最も大きい繊維の名称を示す用語を記載し、当該用語の次にその他のものを「その他繊維」又は「その他」として括弧で記載する方法

五 別表第六の中欄の羊毛の混用率が百パーセントの繊維（長さが六メートル以下のものに限る。）について、その繊物の耳に「AL 100%」の文字並びに表示者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を織り込んで表示する方法

（指定用語）

第六条 表示に際し繊維及び羽毛（以下「繊維等」という。）の名称を示す場合には、次の各号に定めることによるところとする。

一 繊維の名称を示す用語には、第二項及び第三項に定める場合を除き、別表第六の中欄に掲げる繊維等の種類に応じそれぞれ下欄に掲げる指定用語を使用しなければならない。

二 前号の指定用語には、商標以外の用語を付記してはならない。ただし、別表第五第一号又は別表第七に定めるところにより付記する場合は、この限りでない。

三 前号本文の規定に基づき商標を付記する場合は、その商標に括弧を付さなければならぬ。

表示に際し性質の異なる二種類以上のポリマーを口金で複合した繊維（以下「複合繊維」という。）の名称を示す場合には、次の各号に定めるところによることとする。

一 複合繊維を構成する全てのポリマーが、繊維に組成された際の名称が、別表第六の下欄に掲げる指定用語となるポリマー（ただし、その名称が別表第六の中欄に掲げる繊維等の種類のうち、「右記以外の植物繊維」「右記以外の動物繊維」「右記以外の再生繊維」「右記以外の半合成繊維」に対応する指定用語となるポリマーを除く。当該ポリマーを、以下「第一号において示されるポリマー」という。）である場合、「複合繊維」の用語にポリマーの名称を示す用語としてその指定用語を付記しなければならない。ただし、複合繊維を構成する複数のポリマーが繊維に組成された際の名称が一つの指定用語であるときには、その一つの指定用語を付記すれば足りる。

二 前号に規定する場合以外の場合にあつては、「複合繊維」の用語にその複合繊維の名称を示す商標又はポリマーの名称を示す用語を付記しなければならない。ただし、第一号において示されるポリマーを表示する場合は、「複合繊維」の用語に指定用語を付記しなければならず、複合繊維の名称を示す商標が不明である場合かつポリマーの種類が不明である場合は、「複合繊維」の用語を使用することで複合繊維の名称を示す商標又はポリマーの名称を省略することができる。

三 第一号又は第二号の規定に基づき表示する場合において、分類が不明である繊維又は複合繊維割合が大きいものから二種類まで使用することができ、少なくともそのうち一種類を記載しなければならない。なお、その記載は、任意の順序によることができる。

四 第一号から第三号までの規定に基づき複合繊維の名称を示す商標又はポリマーの名称を示す用語を付記する場合は、その複合繊維の名称を示す商標及びポリマーの名称を示す用語に括弧を付記することとする。

第一項又は第二項の規定に基づき表示する場合において、分類が不明である繊維又は複合繊維が不明である繊維については、「その他繊維」又は「その他」の用語を指定用語に代えて使用することとし、組成繊維中における混用率が五パーセント未満の繊維については、「その他繊維」又は「その他」の用語を指定用語に代えて使用することができる。

七 コート及び上衣のうち詰物を使用しているものについては、表生地、裏生地及び詰物（ボケツ）を組成する織維
八 羽織ひも及び帯締めについては、それを組成する織維
九 布団については、詰物を組成する織維及び布団側の生地を組織し、編成し、又は構成している
糸を組成する織維

別表第三（第二条関係）

綿	維	水分率
麻及び絹		八・五バーセント
毛		十二・〇バーセント
ビスコース織維及び銅アンモニニア織維		十五・〇バーセント
アセテート織維		十一・〇バーセント
水酸基の九十二パーセント以上が酢酸化されているもの		三・五バーセント
その他のもの	溶解法により製造したもの	五・〇バーセント
ナイロン織維		六・五バーセント
ポリエステル系合成織維		四・五バーセント
ポリウレタン系合成織維		〇・四バーセント
ポリエチレン系合成織維及びポリプロピレン系合成織維		一・〇バーセント
ポリアクリルニトリル系合成織維		〇・〇バーセント
ポリ乳酸織維		五・〇バーセント
アラミド織維		〇・〇バーセント
ガラス織維		二・〇バーセント
羽毛		〇・五バーセント
金属織維		〇・〇バーセント
炭素織維		〇・〇バーセント
その他の織維		十三・〇バーセント
人造織維		十二・〇バーセント
セルロース系織維		十一・〇バーセント
その他のもの		〇・〇バーセント

別表第四（第五条関係）

一 レース生地及びレース生地を使用して製造し又は加工した衣料品等（手工レース製品を含む。）のレース生地を使用した部分

二 水着
三 ブラジャー、コルセットその他のファンデーションガーメント、ショーツ及びキャミソールその他の装飾下着

靴下

手袋

帽子

羽織ひも及び帯締め

布団側の表地と裏地の組成織維が異なるときの布団側表地

和紡式の糸又はくず糸、ノイル若しくは反毛を使用する紡毛式又は空紡式の糸及びこれを使用して製造した生地（以下この号及び第十七号において「和紡糸等生地」という。）並びに表生地に和紡糸等生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等

九の二くず糸、ノイル又は反毛を原料として製造した詰物

ネットヤーン、スラッシャーン等の変わり糸及びこれを使用して製造した生地（以下この号及び第十七号において「変わり糸生地」という。）並びに表生地に変わり糸生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等

十一 起毛された織物及びニット生地（以下この号及び第十七号において「起毛生地等」という。）並びに表生地に植毛加工生地等のみを使用して製造し又は加工した衣料品等

十二 植毛された織物及びニット生地（以下この号及び第十七号において「植毛加工生地等」という。）並びに表生地に植毛加工生地等のみを使用して製造し又は加工した衣料品等

十三 組成織維の一部が麻である糸（麻以外の組成織維の全部又は一部が綿又はビスコース織維のものに限る。）及びこれを使用して製造した生地（以下この号及び第十七号において「麻混用生地」という。）並びに表生地に麻混用生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等

十四 オパール加工を施した生地（以下この号及び第十七号において「オパール加工生地」という。）及び表生地にオパール加工生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等

十五 コーティング加工を施した生地、樹脂含浸加工を施した生地（合成皮革を除く。）、ボンディング加工を施した生地又はラミネート加工を施した生地（以下この号及び第十七号において「コーティング等樹脂加工生地」という。）及び表生地にコーティング等樹脂加工生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等

十六 組織により紋様を表した織物又はニット生地（地組織を有するものに限る。以下この号及び次号において「紋様生地」という。）及び表生地に紋様生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等の地組織以外の部分

十七 和紡糸等生地、変わり糸生地、起毛生地等、植毛加工生地等、麻混用生地、オパール加工生地、コーティング等樹脂加工生地又は紋様生地を表生地の一部に使用して製造し又は加工した衣料品等のこれらの生地を使用した部分

十八 帯の刺しゅうの部分

十九 前各号に掲げるもののほか、組成織維中における織維の種類が四以上であり、かつ、それぞれの織維の混用率が五パーセント以上である織物製品

別表第五（第六条、第九条関係）

一 混用率の許容範囲は、次の各号に掲げる場合においてそれぞれ各号に定めるとおりとする。
二 混用率が百パーセントである旨を表示する場合は、毛にあつてはマイナス三パーセント以内、毛以外の織維にあつてはマイナス一パーセント以内。ただし、くず糸、ノイル又は反毛を使用する紡毛式又は空紡式の糸及びこれを使用して製造し又は加工した織物製品に、その組成織維の混用率が百パーセントである旨を表示する場合であつて、くず糸、ノイル又は反毛を使用した紡毛式又は空紡式の糸である旨又はその糸を使用した旨を付記する場合は、マイナス五パーセント以内。

動物繊維										植物繊維									
毛					右記以外の植物繊維					麻					綿				
カシミヤ	カシミヤ	アルパカ	アルパカ	モヘヤ	モヘヤ	モヘヤ	モヘヤ	ウール	ウール	ラミー	リネン	亞麻	亞麻	苧麻	苧麻	麻	麻	コットン	綿
カシミヤ	カシミヤ	アルパカ	アルパカ	モヘヤ	モヘヤ	モヘヤ	モヘヤ	ウール	ウール	ラミー	リネン	亞麻	亞麻	苧麻	苧麻	麻	麻	コットン	綿

半合成繊維										再生繊維									
右記以外の半合成繊維					アセテート繊維					右記以外の再生繊維					綿				
その他のもの		水酸基の九十二%以上が酢酸化されているもの			アセテート	トリシアセテート	ACETATE	ACETATE	キュプラ	銅アンモニア繊維	ビスコース繊維	右記以外の動物繊維	綿	シルク	SILK	毛	アンゴラ		
カシミヤ	カシミヤ	アルパカ	アルパカ	モヘヤ	モヘヤ	モヘヤ	モヘヤ	モヘヤ	キュプラ	銅アンモニア繊維	ビスコース繊維	右記以外の動物繊維	綿	シルク	SILK	毛	アンゴラ		

二 混用率を示す数値に「以上」を付記して表示する場合は、マイナス〇バーセント、「未満」と付記する場合は、プラス〇バーセント。

三 混用率を示す数値が五の整数倍（百を除く。）である場合は、プラス・マイナス五バーセント以内（前号に掲げる場合以外の場合は、毛又は羽毛の間にあつてはプラス・マイナス四バーセント以内、それ以外にあつてはプラス・マイナス五バーセント以内）。

別表第六
(第六条関係)

四 前各号に掲げる場合以外の場合は、毛又は羽毛の間にあつてはプラス・マイナス四バーセント以内、それ以外にあつてはプラス・マイナス五バーセント以内。

「毛」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標に括弧を付して村記したことたすもの（ただし、括弧内に用いてる用語又は商標は、種類に限る。）

「毛」の用語又は商標に括弧を付して村記したことたすもの（ただし、括弧内に用いてる用語又は商標は、種類に限る。）

「毛」の用語又は商標に括弧を付して村記したことたすもの（ただし、括弧内に用いてる用語又は商標は、種類に限る。）

合成繊維

羽毛	無機繊維	ナイロン繊維
ダウン	ポリエチレン系合成繊維	ナイロン
その他のもの	ポリウレタン系合成繊維	POLYESTER
ダウン	ポリエチレン系合成繊維	ポリエスティル
その他の羽毛	ポリウレタン系合成繊維	NYLON

ナイロン

分類外繊維

右記各項目に掲げる繊維等以外の繊維

「分類外繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧内付して表示するもの(ただし、括弧内付して表示することができる繊維の名称を示す用語又は商標は「種類に限る。」)

備考 上欄の分類が明らかで、かつ、種類が不明である繊維については、その繊維の名称を示す用語又は商標を省略することができる。

別表第七(第六条、第七条関係)

一 金属糸、漆糸、その他の繊維以外のもので加工された糸並びにスリット糸、抄織糸及びセロファン糸の組成繊維(金属糸、漆糸、その他の繊維以外のもので加工された糸並びにスリット糸、抄織糸及びセロファン糸を使用してある旨を付記する場合に限り、これらの糸を二種類以上使用しているときは、一種類の糸の名称を表す用語に「等」の用語を併記することをもつて全ての糸の名称を付記することに代えるものとする。)

二 ネップ又はスラブの部分とネップ又はスラブ以外の部分の組成が異なるネップヤーン及びスラブヤーン並びにこれを使用して製造し又は加工した繊維製品のネップ又はスラブの組成繊維(ネップ又はスラブの組成繊維の種類及びネップヤーン又はスラブヤーンを使用してある旨を付記する場合に限る。)

三 芯を使用してある羽織ひも及び帶締めについては、芯の組成繊維(芯を使用している旨を付記する場合に限る。)

別表第八(第八条関係)

一 日本工業規格「JIS O 0001」、繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法の三・二の表一(洗濯処理の記号)の記号番号一〇〇(スラブヤーン)並びに三・二の表七(ウエットクリーニング処理の記号)の記号番号七〇〇の取扱表示	水洗い処理
二 日本工業規格「JIS O 0001」、繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法の三・六の表六(ドライクリーニング処理の記号)の記号番号六二〇又は六二一の取扱表示	
三 日本工業規格「JIS O 0001」、繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法の三・六の表六(ドライクリーニング処理の記号)の記号番号六二〇又は六二一の取扱表示	
四 日本工業規格「JIS O 0001」、繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法の三・六の表六(ドライクリーニング処理の記号)の記号番号六二〇の取扱表示	石油系法ドライクリーニング処理

○ 消費者庁告示第五号
家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第四百四号)第三条の規定に基づき、合成樹脂加工品品質表示規程の全部を改正するこの告示を制定する。
平成二十九年三月三十日

表示事項

消費者庁長官 岡村 和美

表示事項

消費者庁長官 岡村 和美

第一条 合成樹脂加工品の品質に関する表示すべき事項は次の表の上欄に掲げる合成樹脂加工品について、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。ただし、第二条第十号で定めるように表示することができる平面が五十平方センチメートル未満の場合であつて、全ての表示事項を表示できないときは、当該表示すべき事項のうち一部を省略することができる」とし、また、合成ゴムを製品の一部に使用して製造した食事用、食卓用又は台所用の器具(合成ゴムをバッキン又は滑り止めのみに使用して製造したものを除く。)の品質に関する表示すべき事項については、雑貨工業品品質表示規程(平成二十九年消費者庁告示第七号)による。